

○厚生労働省令第八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第二項の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三二十六の項を次のように改める。

(二十六)	三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	六月	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタ
-------	---	----	--

を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

ンによる上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

四 上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

五 尿中の潜血検査

六 医師が必要と認める場合は、尿中の三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタンの量の測定、尿沈渣検査の検査、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査、肝機能検査又は腎機能検査（尿中の三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

別表第四(二十六)の項を次のように改める。

(二十六)	<p>三・三―ジクロロー四・四―ジ アミノジフェニルメタン（これ をその重量の一パーセントを超 えて含有する製剤その他の物を 含む。）を製造し、又は取り扱 う業務</p>	<p>一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対 して行う健康診断におけるものに限る。） 二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音 波による検査、尿路造影検査等の画像検査、胸部のエツ クス線直接撮影若しくは特殊なエツクス線撮影による検 査、喀痰<small>かくたん</small>の細胞診又は気管支鏡検査</p>
-------	---	--

附 則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。